

学校いじめ防止基本方針

令和2年10月1日

熊野市立木本小学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方 (法第1条～3条関係)

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条1項)

(2) いじめに対する本校の基本的な考え方

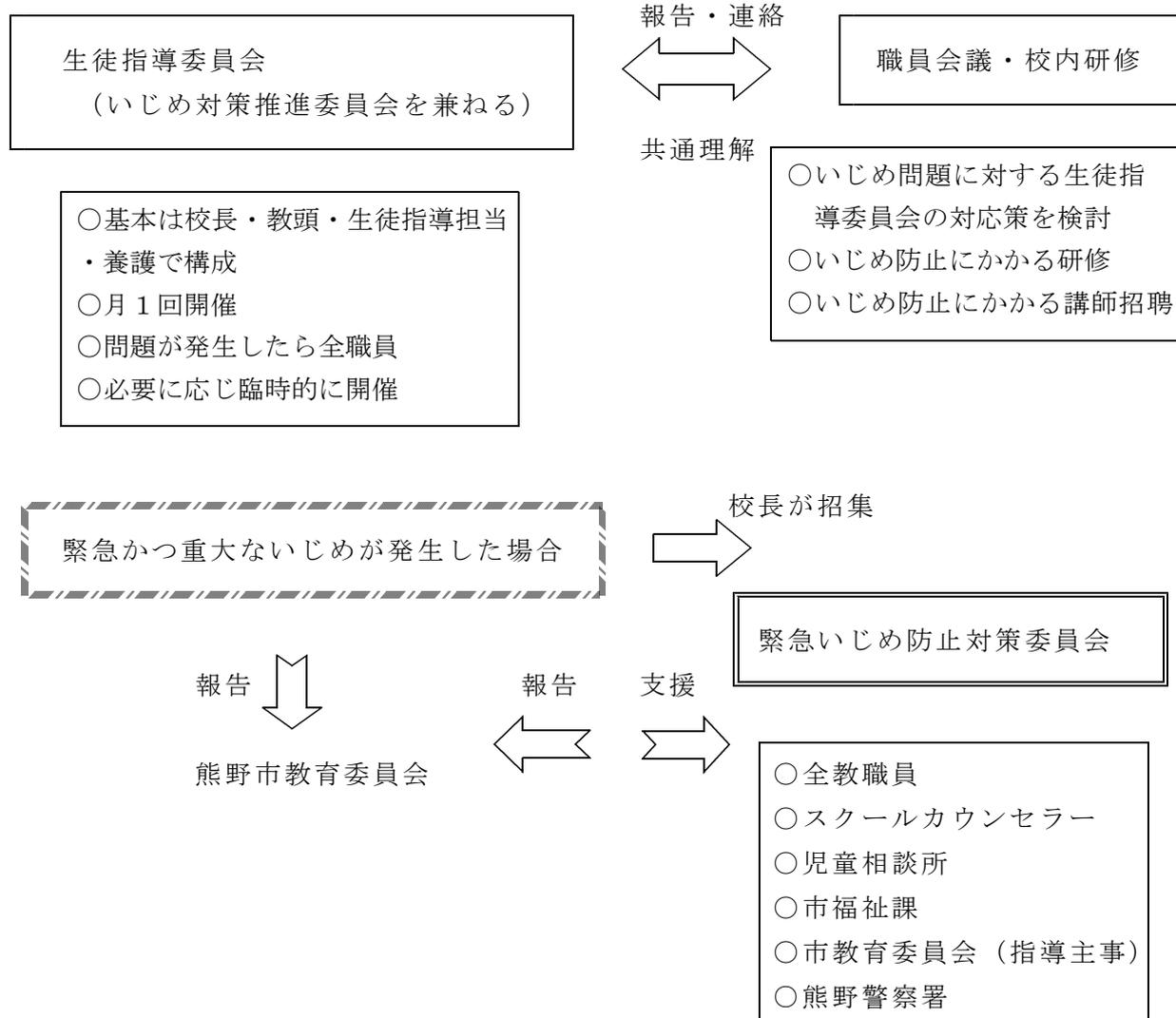
いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要がある。

木本小学校では、子どもたちが学校という学びの場へ安心して通ってきてほしいと願っている。いじめがはびこる学校では安心して学ぶことはできない。児童一人ひとりが自他の違いを認め合い、支え合う学校生活空間をつくっていく必要がある。全ての児童がいじめのない安心・安全な学校生活が送れるよう三重県いじめ防止基本方針および熊野市いじめ防止基本方針に沿い、学校としての基本方針を定め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を行っていくものとする。

(3) いじめ防止の本校の基本姿勢

- (ア) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気や教育風土・教育環境づくりに努める。
- (イ) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (ウ) いじめの早期発見のために、様々な取組や手段を講じる。
- (エ) 学校・家庭・地域が連携・協力し、地域全体でいじめのない住みやすい社会をつくる取組を進める。
- (オ) いじめ問題が発見された場合、その早期解決に向けて、当該生徒の安全を保障するとともに、学校だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- (カ) 事後指導には、学校と家庭が協力して理解し合いながらあたる。

2 校内組織 (法第22条関係)



(1) 「生徒指導委員会」(いじめ対策推進委員会を兼ねる)の役割

- (ア) 学級・学年の児童の様子や問題傾向を有する児童に関する情報の共有、学校としての方針の立案等。
- (イ) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善(修正)(PDCAサイクル)。
- (ウ) 月1回開催。

(2) 「緊急いじめ防止対策委員会」の役割

- (ア) 緊急且つ重大ないじめの事案が発生したとき、校長が、その対応のために招集することが必要と判断した場合に開催。
- (イ) いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実行する。
- (ウ) 教育委員会(指導主事)やスクールカウンセラー、必要に応じて児童相

談所、市福祉課等と協議しながら対応策を検討する。

(エ) 法に抵触すると考えられる場合は、熊野警察署へ通報し対応等の相談をする。

3 いじめ防止対策のための具体的な取組

教育活動全体を通じ、全ての児童に社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、いじめは決して許されないことの理解を促し、いじめを見過ごさない、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

(1) 居場所感のある学級、学校づくり～人権教育の充実

学級活動や道徳、人権教育を中心に、すべての教科学習や部活動、行事などの取組において、自他を認め合える人間関係づくりを進める。「いじめは重大な人権侵害であり決して許されない行為である」という認識を徹底し、「いじめを見過ごさない」態度や行動に現れる児童を育てていく。

(2) 学びの保障

自己有用感、自尊感情を培う基盤として学力の保障が大切であることら、学び合い学習を進め、相手に耳を傾け、聴き、自分の言葉で考えや気持ちを伝え合える学習空間をつくっていく。そのために生徒たちは学習規律を守り、教師は一人ひとりの学ぶことへの意欲を高める授業内容の創意工夫に努める。

(3) 情報モラル教育

携帯・スマホ・インターネット等、ICT機器の進化は生活や学習が便利になると同時に、人間関係コミュニケーション力や健康に影響を及ぼし、子どもたちの心身の成長に支障をきたしている面も否めない。また、都会・地方を問わずネット上の誹謗・中傷によるいじめによって心を痛めている子どもたちが増えている。

情報モラル教育を進め、児童・保護者を対象とした啓発の機会を設けていく。

(4) 関係機関と連携した取組

地域全体で「いじめは絶対許されない」という認識を広めるために、学校運営協議会を活用し、育友会や老人会、自治会など地域の会合等で、いじめ問題など子どもの健全育成についての話し合いをお願いする。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携して、子どものささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

そのために本校では以下のことに取り組む。

(ア) 児童を対象にしたいじめ等についての定期的アンケート調査

(イ) 教育相談の充実 スクールカウンセラーとも連携し、学校内で児童が相談しやすい環境をつくり、一人ひとりの生活課題を把握していく。

(ウ) 保護者との連携、家庭訪問等による子どもの理解および対応を進める。

(エ) 学級満足度調査（ＱＵ）等の有効活用

5 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事実を確認した上で適切に指導する等、全職員の共通理解のもと組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会等への連絡・相談や、事案に応じて関係機関等との連携を図る。

- (ア) 児童の様子やアンケートからいじめが疑われたり、児童・保護者等から相談を受けたりした場合、校内いじめ対策推進委員会(状況により全職員参加)を開催し、すみやかに状況把握および事実確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合、いじめを受けた児童への支援と保護者への説明および理解と協力依頼を、丁寧にかつ継続的に行っていく。
- (ウ) いじめを行った児童には、自分の言動が相手を傷つけていることを気づかせ反省を促す。保護者に対しては事実を正確に伝え、学校の取組に理解と協力依頼を、丁寧にかつ継続的に行っていく。
- (エ) 学級活動や道徳、人権教育を中心にして、お互いを思いやり尊重し、生命や人権を大切にすることを培う取組を行い、いじめは人権侵害であり許されない行為であること、いじめを見過ごさないことを徹底していく。
- (オ) 学校だけで対応することが難しい事案については、市教育委員会に速やかに報告を行い、学校と関係機関が連携を取り、的確な対応・早期解決へ向けての支援を実施する。必要に応じて、警察関係機関との連携を図る。
- (カ) 再発防止に向け、いじめ対策委員会で検証し共通理解を図りながら手立てをとっていく。

6. 評価について

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行う。

(平成26年 策定)

(令和2年10月改正)